

発注基準Ⅰ（道路標識等）

入札参加資格：

以下（１）、（２）の区分に応じた建設業許可及び経審を受け、「交通安全施設」の入札参加資格を有すること

- （１）道路標識：「とび・土工工事業」
- （２）区画線及び道路標示：「塗装工事業」

設計金額	項目	内容	
1.1千万円以上	入札方法	一般競争（単独）／総合評価落札方式	
	本店又は営業所の所在地	奈良県内	
	経審点	600点以上	
	許可区分	一般 又は 特定	
1.1千万円未満	入札方法	一般競争入札（注）	
	本店の所在地	北 部 (奈良土木) (郡山土木) (宇陀土木)	管内
		南 部 (高田土木) (中和土木) (吉野土木) (五條土木)	
	経審点	要件なし	
	許可区分	一般 又は 特定	

- ※ 2.3千万円以上は総合評価落札方式を適用
- ※ 1.1千万円以上は、県内営業所を含む総合評定値（P点）600点以上の者による一般競争入札
- ※ 1.1千万円未満は、北部と南部の2地域に分割し、それぞれの地域の県内本店業者による競争入札
- ※ 道路標識等とは、「道路法第2条2項の各号に定める道路の付属物及び同法第45条に定める道路標識又は区画線」並びに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（総理府・建設省令第3号）に基づき設置される道路標識、区画線及び道路標示」をいう。

（注） 次に該当する工事（随意契約で契約するものを除く。）は部局又は事務所ごとに設置されている「入札参加資格等審査会」の議を経て指名競争入札とすることができる。

- ① その性質又は目的が一般競争入札に適しない場合
- ② 製作者又は施工者が限定されている場合など、その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をする場合
- ③ 入札不調の発生等、一般競争入札に付することが不利と認められる場合